

## これまでの環境活動のあゆみ

年代	世界の動き	日本の動き	三菱地所グループの動き
1937	S12		5月 三菱地所(株)設立
1967	S42	公害対策基本法成立	
1969	S44		6月 有楽町地区の三菱地所(株)所有ビル9棟を導管連絡し地域暖房を実施
1970	S45	公害関連14法案成立	
1971	S46	環境庁発足	
1972	S47	ローマクラブ「成長の限界」発表 国連人間環境会議「人間環境宣言」採択 UNEP(国連環境計画)設立	
1973	S48	第1次石油危機	7月 丸の内熱供給(株)設立
1979	S54	第2次石油危機	
1984	S59	省エネ法成立	7月 三菱地所ホーム(株)設立
1985	S60	ウィーン条約(オゾン層保護)採択	
1987	S62	モントリオール議定書採択	1月 三菱地所ホーム(株)がパッシブソーラーシステムで建設大臣より優良省エネルギー技術の認定を受ける 5月 名古屋市において環境アセスメントを完了させた民間初の建物となる名古屋広小路ビル竣工
1988	S63	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)国連で採択	オゾン層保護法成立
1989	H 1	バーゼル条約採択	3月 (株)ダイヤコミュニティ[現 三菱地所コミュニティサービス(株)]設立 6月 ロイヤルパークホテル開業
1990	H 2	IPCC第1次報告書公表	8月 三菱地所(株)が通産省・東京都オフィス古紙リサイクル推進プロジェクトに参加
1991	H 3		4月 三菱地所(株)が首都圏賃貸ビルで瓶・缶の分別・リサイクル開始
1992	H 4	「地球サミット」開催(リオデジャネイロ)	5月 三菱地所(株)が首都圏賃貸ビルで発泡スチロールのリサイクル開始
1993	H 5		環境基本法成立 2月 三菱地所(株)がハートフルビル設備対策工事の推進に着手 7月 三菱地所(株)が首都圏賃貸ビルでテナントと共に廃棄物処理に関する連絡会「リサイクル推進協議会」立ち上げ 9月 三菱地所(株)が首都圏賃貸ビルで蛍光灯のリサイクル開始 6月 三菱地所(株)社会環境室(現 社会環境推進室)発足
1994	H 6		
1995	H 7	気候変動枠組条約第1回締約国会議COP1(ベルリン)	容器包装リサイクル法成立
1996	H 8	ISO14001発効 COP2(ジュネーブ)	
1997	H 9	第1回世界水フォーラム開催 COP3(京都)「京都議定書」採択	環境アセスメント法成立 12月 「三菱地所行動憲章」制定
1998	H10	COP4(ブエノスアイレス)	家電リサイクル法成立 3月 三菱地所(株)が環境経営推進組織「地球環境委員会」設置 5月 三菱地所(株)が「環境憲章」制定
1999	H11	COP5(ボン)	PRTR法成立 ダイオキシン対策法成立 6月 三菱地所(株)ビル管理運営部署 ISO14001認証取得 9月 三菱地所ホーム(株) ISO14001認証取得 10月 丸の内さえずり館オープン 11月 三菱地所ホーム(株)が(財)住宅・建築省エネルギー機構より、環境共生住宅の認定を受ける
2000	H12	第2回世界水フォーラム開催 COP6(ハーグ)	循環型社会形成推進基本法成立 建設リサイクル法成立 食品リサイクル法成立 グリーン購入法成立 6月 三菱地所(株)の「地球環境委員会」委員長に社長が就任 11月 (株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ設立 12月 三菱地所(株)が総合デベロッパーとしてはじめて「環境報告書2000」を発行
2001	H13	COP7(マラケシュ)	PCB無害化特別措置法成立 フロン回収破壊法成立 6月 (株)三菱地所設計が営業開始 9月 三菱地所グループ「環境報告書2001」を発行
2002	H14	ヨハネスブルクサミット(リオ+10)開催 COP8(ニューデリー)	京都議定書を批准 土壌汚染対策法成立 自動車リサイクル法成立 1月 (株)三菱地所設計 ISO14001 認証取得 4月 三菱地所(株)がグリーン電力証書システム運用開始 9月 丸ビルオープン、生ごみリサイクル運用開始 9月 三菱地所グループ「環境報告書2002」を発行 11月 三菱地所(株)住宅開発事業本部 ISO14001 認証取得
2003	H15	第3回世界水フォーラム開催 COP9(ミラノ)	環境教育推進法成立 2月 (株)ダイヤコミュニティ[現 三菱地所コミュニティサービス(株)] ISO14001 認証取得 7月 三菱地所グループ「環境経営委員会」設置 9月 三菱地所グループ「環境報告書2003」を発行
2004	H16		環境配慮促進法成立 3月 (株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ、(株)ロイヤルパークホテル ISO14001 認証取得

## 環境報告書に対する第三者審査報告書

**第三者審査報告書**

平成 16 年 9 月 8 日

三菱地所株式会社  
取締役社長 高木 茂 殿

株式会社 トーマツ 環境品質研究所  
代表取締役社長 **古室正充**

**1. 審査の目的**  
当環境品質研究所は、三菱地所株式会社の責任において作成された同社の環境報告書2004を公認会計士協会で公表された経営研究調査研究会報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」を参考に審査を行った。  
当環境品質研究所の審査の目的は、主として同報告書において報告されている重要な情報の正確性について、実施した手続の範囲内において、独立した立場での意見を表明することである。

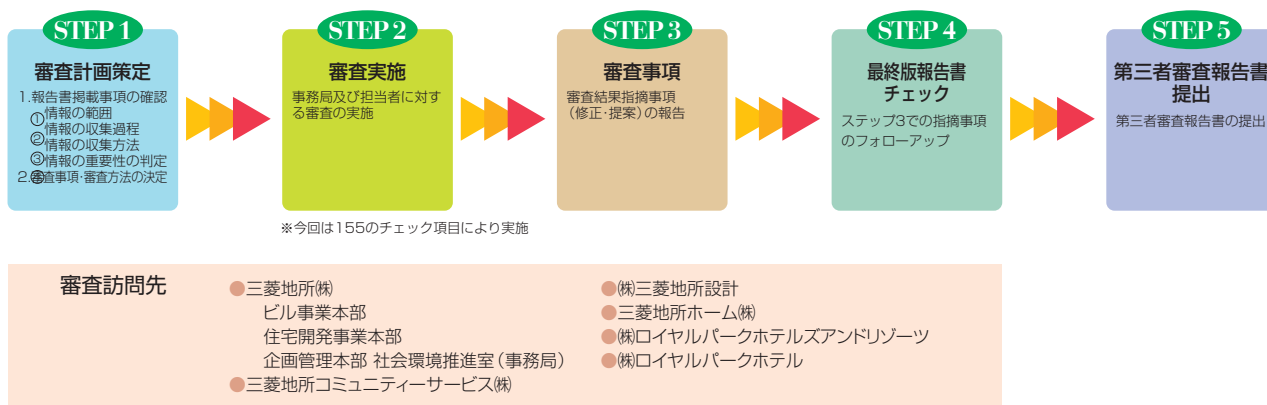
**2. 審査の手続**  
当環境品質研究所は、環境報告書 2004 について以下の審査手続を実施した。  
(1)掲載されている情報について、集計表とその基礎資料とのサンプリングによる照合及び担当者への質問等により、情報の集計とその計算方法の合理性・正確性を検討した。  
(2)掲載されている情報について、作成責任者・担当者に対する質問、関連する議事録・規程等の閲覧・照合、ISO 関連資料の閲覧・照合、事業所往査、その他根拠資料となる内部資料及び外部資料で利用可能なデータと比較し検討した。

**3. 結論**  
審査の結果、当環境品質研究所の意見は、次の通りである。  
(1)環境報告書 2004 に掲載されている情報は、三菱地所株式会社及び報告書に掲載されているグループ企業の業務から出された情報を適切に集計したものである。  
(2)環境報告書 2004 に掲載されている情報は、当環境品質研究所が審査の間に入手した根拠資料と矛盾していない。

以上

(参考)  
当環境品質研究所は、国際会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームである監査法人トーマツのグループ会社です。

### 第三者審査に関する実施手続きの補足説明



### 第三者審査にあたって

2005年4月1日施行予定の「環境配慮促進法」（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）では、一定の公的法人（特定事業者）は第三者審査を受けることにより報告書の信頼性を高めるように努めることとされています。三菱地所グループでは、報告書に記載した情報の信頼性を確保することが重要であるとの認識の下、これに準じて外部の第三者による審査を受け、「第三者審査報告書」を受領しています。今後とも、より信頼性の高い環境情報の発信に努めていきます。